

【新旧対照表】 令和8年度 特定子ども・子育て支援施設等基準の主な改正内容

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の評価基準

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
5 保育内容	<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 b 児童の人権に対する十分な配慮 【調査内容】 乳幼児に身体的、<u>心理的</u>苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>(参考)「<u>保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン</u>」(令和7年8月 <u>こども家庭庁</u>)</p>	<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 b 児童の人権に対する十分な配慮 【調査内容】 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p> <p>(参考)「<u>保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン</u>」(令和5年5月 <u>こども家庭庁</u>)</p>	検査基準見直しのため
5 保育内容	<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 c 児童相談所の専門的機関との連携 【調査内容】 入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、<u>都道府県等</u>や児童相談所等の専門機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<p>(2) 保育従事者の保育姿勢等 c 児童相談所の専門的機関との連携 【調査内容】 入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	検査基準見直しのため